

長野県北信地区の 社会保険労務士様向け労務問題勉強会

- ・未払い残業代請求に対してどのように対応すべき？
労働審判って実際どのように行われているの？
- ・残業時間を減らすには？労働時間該当性のポイントは？
- ・仕事上の疑問を相談したいけど、相談相手がいない。
- ・平成28年に均等法、育介法が改正されたが、裁判例も踏まえて今後の実務上のポイントを知りたい。



- ・長野県で**企業法務に注力する弁護士が**、未払い残業代請求紛争の発生から裁判上の解決に至るまでの流れ、裁判例を踏まえた労働時間該当性の判断のポイントを分かりやすく、要点を押さえて解説し、先生方の疑問にお答えします。



- ・平成28年に均等法、育介法が改正され、**マタハラ防止措置が義務化**されましたが、実際には企業の対応が追いついていないようです。

本セミナーでは、改正に影響を与えた**最高裁判決の解説**や**企業における職場での留意点**等をお伝えします。

・ながの法律事務所の労働問題勉強会は、**少人数の勉強会方式**ですので、**気軽に質問**ができ、講師以外の弁護士も出席するので、**他の勉強会より活発な意見交換**ができます。これまで3回勉強会を開催しましたが、いずれも定員一杯までお申込を頂き、内容面でもご高評を頂いています。顧問先へのサービス向上や、先生方の自己研鑽のために、一緒に実務研究をしませんか。皆さまのご参加、心よりお待ちしております。

開催日程 2019年3月15日（金）

午後5時00分～午後6時30分

※参加者のご希望により、セミナー後に懇親会を開催する予定です。

【お問い合わせ先】

ながの法律事務所（長野県弁護士会所属）

住所：長野市西後町624番地3

TEL：026-236-1188

E-mail：kanai@nagano-lo.com

営業時間：午前9時～午後6時

事務所HP：<https://www.nagano-lo.com/>

弁護士 酒井宏幸 山岸重幸 飯田武寛

今井優太 金井崇晃



セミナーテーマ

◇未払い残業代請求紛争の実際と労働時間該当性のポイントと
◇悩ましいマタニティ・ハラスメント対策と改正後の実務対応と

■講師プロフィール

・弁護士 山岸 重幸

1980年 長野県須坂高等学校卒業

1984年 明治大学法学部法律学科卒業

1994年 司法試験合格

1997年 弁護士登録

2004年 ながの法律事務所開設

2016年 株式会社マルイチ産商社外取締役

弁護士歴20年。一般民事だけでなく、労働問題、契約トラブルなど幅広い取扱実績がある。



・弁護士 金井 崇晃

2007年 長野県須坂高等学校卒業

2012年 明治大学法学部法律学科卒業

2014年 中央大学法科大学院修了

同年司法試験合格

2015年 弁護士登録、同時にながの法律事務所入所

長野県弁護士会中小企業支援対策部会に所属。労働問題の取扱実績が多い。



■開催場所：ながの法律事務所会議室（下記をご確認下さい）

■参加費用：2000円（資料作成代として）顧問先様は無料

■定員：先着10名

【会場地図】



【以前開催したセミナーの様子】



※当日の発言内容は秘密厳守ですので、ご安心下さい。

※当事務所の1階に駐車スペースがございますが、駐車台数に限りがございますので、お近くの有料駐車場をご利用頂きますようお願い致します。なお、駐車場利用料は各自のご負担になりますのでご了承下さい。

お申込みは下記を記載のうえ、FAXで送信下さい。FAX：026-236-1177

貴社名		参加者名	
ご住所		電話番号	
E-mail			
懇親会の出欠	<input type="checkbox"/> 懇親会への参加を希望（ご予算：5000円） <input type="checkbox"/> 参加しない		